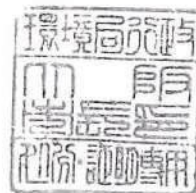


一般廃棄物収集運搬業許可証

大阪市指令 環境事第 242 号
令和 6 年 4 月 1 日

大阪市長 横山 英幸



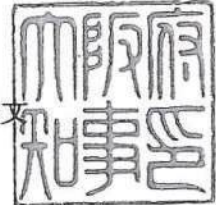
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証します。

許可番号	第 030165 号
許可年月日	令和 6 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令和 8 年 3 月 31 日
事業の範囲	一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬
区域	大阪市内全域
許可の条件	裏面のとおりに記載

産業廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和3年11月6日

許可の有効年月日 令和8年11月5日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 廃プラスチック類
- 4 紙くず
- 5 木くず
- 6 繊維くず
- 7 動植物性残さ
- 8 ゴムくず
- 9 金属くず
- 10 ガラスくず
- 11 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を除く 水銀含有ばいじん等を除く

以上11種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月6日 当初許可

令和3年12月22日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白